中医協 総-1-1 4 . 9 . 1 4

医療機器の保険適用について(令和4年12月収載予定)

区分C2 (新機能·新技術)

	販売名	企業名	保険償還価格	算定方式	補正加算等	外国平均 価格との比	頁数
1	nodoca (ノドカ)	アイリス株式会社	特定保険医療材料としては設定せず、 新規技術料にて評価する。		I	I	2

区分R(再製造)

	販売名	企業名	保険償還価格	再製造係数	外国平均 価格との比	頁数
2	再製造心腔内超音波カテーテルV (日本ストライカー)	日本ストライカー株式会社	209, 000 円	0. 7	0.95	6

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格(案)

販売名nodoca (ノドカ)保険適用希望企業アイリス株式会社

販売名	決定区分	主な使用目的
nodoca (ノドカ)	C 2 (新機 能・新技術)	本品は、咽頭画像の撮影及び撮影された画像上のリンパ組織(扁桃やリンパ濾胞を含む)等の咽頭所見と診療情報を併せて解析し、インフルエンザウイルス感染症に特徴的な所見や症状等を検出することで、インフルエンザウイルス感染症診断の補助に用いる。なお、本品の解析結果のみで確定診断を行うことは目的としない。

○ 保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	費用対効果評 価への該当性
nodoca (ノドカ)	特	定保険医療材料と 新規技術料にて	しては設定せず	

○準用技術料

D 2 9 6 - 2 鼻咽腔直達鏡検査 220 点

(内視鏡検査) 通則3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

(内視鏡検査) 通則4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、 購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。 15点

Ⅲ 医科点数表の第2章第4部及び別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)の第2章第4部に規定するフィルム及びその材料価格019 画像記録用フィルム (4) B4 150円

○ 留意事項案

- (1) インフルエンザウイルス感染症診断の補助を目的に薬事承認された内視鏡用テレスコープを使用しインフルエンザウイルス感染症の診断を行った場合に、区分番号「D296-2」に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、「(内視鏡検査)通則3」に掲げる当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合及び「(内視鏡検査)通則4」に掲げる「写真診断を行った場合」の「使用したフィルムの費用」である「019画像記録用フィルム (4) B4」を「10円で除して得た点数」を合算した点数を準用して算定する。
- (2) 当該検査は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
- (3) 一連の治療期間において当該検査と区分番号「D012」 に掲げる感染症免疫学的検査の「22」 インフルエンザウイルス抗原定性を行った場合は併せて算定できない。

[参考]

○ 企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分
nodoca (ノドカ)	特定保険医療	材料ではなく新規技術料を希望する。

○ 準用希望技術料 D299 喉頭ファイバースコピー 600 点

○ 推定適用患者数(ピーク時)

予測年度:3年度

推定適用患者数: 2,368 万人

○ 本医療機器の市場規模予測 (ピーク時)

予測年度:8年度

本医療機器使用患者数:1,302,400人

予測販売金額:39.7 億円

製品概要

1 販売名	nodoca(ノドカ)
2 希望企業	アイリス株式会社
3 使用目的	本品は、咽頭画像の撮影及び撮影された画像上のリンパ組織(扁桃やリンパ濾胞を含む)等の咽頭所見と診療情報を併せて解析し、インフルエンザウイルス感染症に特徴的な所見や症状等を検出することで、インフルエンザウイルス感染症診断の補助に用いる。なお、本品の解析結果のみで確定診断を行うことは目的としない。

製品特徴

・本品は、入力された患者の情報と併せて、撮影された咽頭画像を深層学習アルゴリズムによりパターン認識処理することでインフルエンザに特徴的な所見や症状を検出し、インフルエンザウイルス感染症の発症有無の判定結果を示すことにより、インフルエンザ診断を支援する。





インフルエンザウイルス感染症に特徴的なリンパ濾胞(画面中央)

4 構造・原理

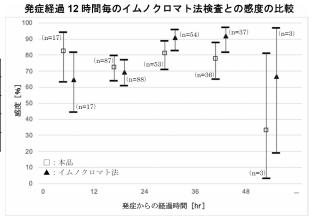
臨床上の有用性

国内11 施設において、PCR 法検査及びイムノクロマト法検査との比較 試験を実施した結果は以下のとおりである。

PCR 法検査との比較

			PCR	
		陽性	陰性	計
	陽性	149	55	204
本品	陰性	47	408	455
нн	計	196	463	659

陽性一致率:76.0% 陰性一致率:88.1% 全体一致率:84.5%



薬機法に基づく添付文書より引用

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格 (案)

販売名
再製造心腔内超音波カテーテルV(日本ストライカー)

保険適用希望企業 日本ストライカー株式会社

販売名	決定区分	主な使用目的	
再製造心腔内超		本品は、先端部に超音波を送受信するトランス	
音波カテーテル	 R (再製造)	デューサを内蔵し、心臓の構造及び血流の画像	
V(日本ストラ	R (冉製造) 	化を行うためのカテーテルである。本品は、再	
イカー)		製造単回使用医療機器である。	

〇 保険償還価格

販売名	償還価格	原型医療機器	再製造係 数	外国平均価 格との比	費用対効果評価 への該当性
再製造心腔内超 音波カテーテル V (日本ストラ イカー)	209, 000 円	168 心腔内超音 波プローブ (1)標準型 299,000円	0. 7	0.95	_

〇 定義案

「168 心腔内超音波プローブ」の定義について、下線部のように変更する。

168 心腔内超音波プローブ

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」 あって、一般的名称が「中心循環系血管内超音波カテーテル」<u>又は「再製造中</u> 心循環系血管内超音波カテーテル」であること。
- ② 心臓及び大血管の画像診断を目的に使用する、フェイズドアレイ式の超音波トランスデューサーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。
- ③ 断層撮影法、M モード法及びドプラ法の機能を有すること。
- (2) 機能区分の考え方

磁気センサーの有無により、標準型<u>、</u>磁気センサー付き<u>又は再製造(1区分)</u>の合計<u>3</u>区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
 - ① 標準型
 - ②に該当しないこと。
 - ② 磁気センサー付き

電気生理学的検査において多電位差測定に必要な情報処理を行う三次元カラーマッピングシステムとともに使用するための磁気センサーを有すること。

③ 再製造

ア 標準型

- i ②に該当しないこと。
- ii ①標準型の再製造品であること。

○ 留意事項案

168 心腔内超音波プローブの留意事項に、下線部を追記する。

168 心腔内超音波プローブ

- (1) 磁気センサー付きを算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の「注1」三次元カラーマッピング加算は算定できない。
- (2) 再製造の標準型を使用する場合は、再製造品であることについて文書を用いて患者に説明すること。

〇 関連技術料

- D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)
 - 1 右心カテーテル 3,600 点
 - 2 左心カテーテル 4,000 点

[参考]

○ 企業希望価格

			外国平均	費用対効
販売名	償還価格	原型医療機器	価格との	果評価へ
			比	の該当性
再製造心腔内超音波		168 心腔内超音波プロ		
カテーテルV(日本	209, 300 円	ーブ (1)標準型	0.96	_
ストライカー)		299, 000 円		

○ 推定適用患者数 (ピーク時)

予測年度:10年度

推定適用患者数:232,797 人/年間

○ 本医療機器の市場規模予測 (ピーク時)

予測年度:10年度

本医療機器使用患者数:6,356人 予測販売金額:13.3億円/年間

○ 諸外国におけるリストプライス

販売名	アメリカ 合衆国	連合王国	ドイツ	フランス	オーストラリア	外国平均価格
再製造心腔 内超音波カ テーテルV (日本スト ライカー)	1,950 米ドル (218,400 円)	-	_	-	-	218, 400 円

*為替レート(令和3年6月~令和4年5月(申請直前の1年間)の日銀による為替レートの平均)

1米ドル=112円

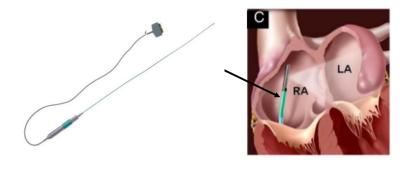
製品概要

1 販売名	再製造心腔内超音波カテーテル V (日本ストライカー)
2 希望企業	日本ストライカ一株式会社
3 使用目的	本品は、先端部に超音波を送受信するトランスデューサを内蔵し、心臓の構造及び血流の画像化を行うためのカテーテルである。本品は、再製造単回使用医療機器である。
1	

製品特徴

出典:企業提出資料

- ・本品は、ViewFlex Xtra ICE カテーテル(アボットメディカルジャパン合同会社)を原型医療機器とする再製造単回使用医療機器であり、先端部に超音波を送受信するトランスデューサを内蔵し、心臓の構造及び血流の画像化を行うためのカテーテルである。
- ・本品は、再製造時に新規部品と交換される部品はなく、すべて再生部品で構成される。その使用目的及び効果、機能、作動原理、使用方法は原型医療機器と同一である。



4 構造・原理

臨床上の有用性

・本品の製造工程等は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令82号)」等において、再製造の品質、安全性を確保するための要求事項を満たしており、医薬品医療機器総合機構(PMDA)により本品の有効性及び安全性は、原型医療機器と同等と評価されている。